

明律研究会

2019年度テーマ

明代裁判制度の実態をさぐる

本年度の活動

①『皇明条法事類纂』

昨年度同様、『皇明条法事類纂』の講読を実施した。

今年度は、それぞれの関心から講読箇所を設定し輪読を行った。それぞれの研究テーマに有益となる知見も得られたが、全体としても広い視野で明代の司法というものを見ることが出来た。（これらはそれぞれ論文などにまとめて発表）

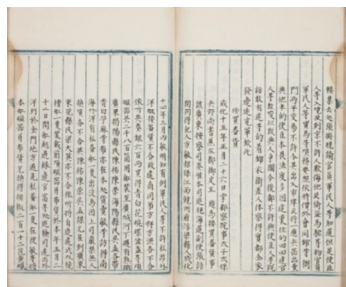
②『皇明条法事類纂』の対校テキストの発見、調査

メンバーの猪俣氏が台湾の中央研究院傅斯年圖書館で発見した『皇明成化十四十五年條例』『皇明成化條例』『皇明弘治條例』および『大明九卿事例案例』には、天下の孤本とされた『事類纂』所収の「條例」と同文が確認できた。これによりテキストとして不安定な『事類纂』対校の可能性が広がった。

③古典的研究の講読

成果として学術誌に載せる原稿を作る過程で黄彰健「比附律條考」など古典的研究の理解が疎かになっていと感じ、改めて読み直すことを決定し、輪読をした。

また黄彰健「比附律條考」は重要な研究でありながら、翻訳などはされていなかったため、これを機に訳注の作成を始めた。



メンバー

法学研究科 片保涼介（副代表）

文学研究科 池田修太郎 石井和志

猪俣貴幸 田中京

堤美咲 豊嶋順揮（代表）

本年度成果

- ①明律研究会・井上充幸・猪俣貴幸・豊嶋順揮
「『皇明条法事類纂』卷四八・刑部類・斷罪引律令 譯註稿（上）」『立命館文学』
- ②明律研究会・井上充幸・猪俣貴幸「『皇明条法事類纂』卷四八・刑部類・斷罪引律令 譯註稿（中）」『立命館文学』
- ③片保涼介「近世日本の贖刑論の一考察（二）」『立命館法学』（381・382）
- ④片保涼介「近世日本の贖刑論の一考察（三）」『立命館法学』（384）
- ⑤豊嶋順揮「明代成化・弘治年間の海上密貿易をめぐる法整備」『立命館東洋史学』（42）

